自由民主党税制調査会会長

野田　毅　先生

要望・提言書

全国知事会

平成27年度税制改正について

現在、与党税制調査会におかれては、平成27年度の税制改正大綱の取りまとめに向けて、全国知事会の意見も踏まえ、精力的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

１　消費税・地方消費税率の引上げ等について

（１）社会保障と税の一体改革

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成29年４月において消費税・地方消費税率の10%への引上げを確実に行うことが必要であり、今後、国と地方が連携・協力して、経済状況を好転させることができるように、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組んでいただきたい。

（２）消費税の軽減税率

消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、また、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることなどから、時期も含めその導入については慎重に検討していただくとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講じていただきたい。

２　法人実効税率の引下げについて

法人実効税率の引下げにあたっては、大法人に対する外形標準課税の段階的な拡充のほか、欠損金の繰越控除の縮小、企業の受取配当への課税強化などによる代替税財源の確保が検討されていると承知していますが、今後、数年間で法人実効税率を20%台に引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、必要な税財源を確保すべきであり、恒久減税には恒久財源を確保していただきたい。

３　地方創生に資する新たな税制措置について

東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する国税・地方税の軽減制度の創設が検討されていると承知していますが、新制度の創設にあたって

は、企業の地方移転がより促進されるよう、研究開発拠点の強化・拡充、さらには人事異動に関わる研修・福利厚生施設の整備なども幅広く軽減措置の対象とする、手続きをできる限り簡素化するなど、使いやすい制度としていただきたい。

４　自動車関係税制の見直しについて

平成26年度与党税制改正大綱においては、自動車取得税について「消費税10%への引上げ時に廃止する」、一方で「そのための法制上の措置は、消費税10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる」、「自動車税については、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、その取得時の課税として実施する」などとされ、地方財政への影響を及ぼさないとの方針が示されています。

現在、自動車業界からは、消費税率引上げ時の駆込み需要の反動減等による自動車販売台数の低迷などから、平成27年度における自動車取得税の１%引下げや自動車税のコンパクトカー・ファミリーカー（2,500cc以下）に係る税率引下げなどの要望があると承知していますが、自動車関係税制の抜本的な見直しについては、都道府県はもとより市町村への影響が大きいこと、国土強靱化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを踏まえると、平成27年度においてこのような見直しはすべきではない。

なお、期限を延長する方向で検討が進められている自動車取得税などのエコカー減税については、「2020年度燃費基準」に切り替え、対象を絞り込んだうえで、延長することとしていただきたい。

５　ゴルフ場利用税の堅持について

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な税源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持していただきたい。

平成26年12月22日

全国知事会　会長
京都府知事　山田　啓二

全国知事会　地方税財政常任委員会委員長
富山県知事　石井　隆一